

万引きした少年を確保

6月15日午前10時30分ころ、大字山鹿にあるスーパーから「商品を常習的に万引きする少年がいる」と通報がありました。

店内にいた少年が犯行を認めたため、保護者とともに店に対して謝罪と弁済をさせました。

万引きは窃盗という犯罪です。

たとえ未成年でも例外ではありませんので、発見した場合はすぐに警察に通報して下さい。



はまゆう

不審な投函物にご用心

6月5日ころから芦屋町内の個人宅や会社等の郵便ポストに、差出人のない意味不明な内容の怪文書が投函される事案が連続して発生しています。

また、過去には「身に覚えのない請求書」や「裁判を起こす」等の脅し文句が記載されたハガキが投函される事案も発生しています。

ほとんどは無視して構わないものですが、心配な方は110番通報するか、近くの交番に郵便物を持参してください。



発行所
折尾警察署
TEL 093-691-0110
芦屋交番



折尾警察署
ホームページ

芦屋交番管内
6月中事件・事故発生状況
(令和7年6/1～6/20現在)

車上ねらい	0	物件	11
自転車盗	0	人身	0
オートバイ盗	0		
自販機ねらい	0		
侵入盗	0		
その他盗難	1		
性犯罪等	0		

夏の交通安全県民運動

運動の重点

飲酒運転の撲滅

こどもと高齢者の
交通事故防止

～横断歩道マナーアップ運動の推進～

自転車・特定小型原動機付
自転車利用時のヘルメット着用
と交通ルールの遵守の徹底

運動期間

7月10日(水)～19日(土)

- 自転車か特定小型原動機付自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車は「車両」です。ヘルメットの着用を始めとした「自転車安全利用五則」を守りましょう。

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守る
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

